

逗子市市税条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

現 行	改正案
(法人税割の税率) 第13条 法人税割の税率は、<u>100分の14.7</u>とする。 (法人の市民税の課税の特例) 第13条の2 次の各号に掲げる法人（法人税法第4条の7に規定する受託法人を除く。）に対する各事業年度（法第72条の13に規定する事業年度をいう。以下同じ。）又は各連結事業年度における法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。 (1) 資本金等の額が5億円未満である法人、資本若しくは出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は人格のない社団等 <u>14.7分の2.4</u> (2) 資本金等の額が5億円以上10億円未満の法人 <u>14.7分の1.2</u> 2 前項の規定を適用する場合において、資本金等の額が5億円未満又は5億円以上10億円未満であるかの判定は、各事業年度又は各連結事業年度の終了の日（法第321条の8第1項前段の規定（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項<u>の規定が適用される場合及び同法第145条においてこれらの規定を準用する場合を含む。</u>）又は同法第88条の規定が適用される場合に限る。）により申告納付すべき法人の市民税にあ	(法人税割の税率) 第13条 法人税割の税率は、<u>100分の12.1</u>とする。 (法人の市民税の課税の特例) 第13条の2 次の各号に掲げる法人（法人税法第4条の7に規定する受託法人を除く。）に対する各事業年度（法第72条の13に規定する事業年度をいう。以下同じ。）又は各連結事業年度における法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から、当該法人税割額に次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる率を乗じて得た額に相当する額を控除した金額とする。 (1) 資本金等の額が5億円未満である法人、資本若しくは出資を有しない法人（保険業法に規定する相互会社を除く。）又は人格のない社団等 <u>12.1分の2.4</u> (2) 資本金等の額が5億円以上10億円未満の法人 <u>12.1分の1.2</u> 2 前項の規定を適用する場合において、資本金等の額が5億円未満又は5億円以上10億円未満であるかの判定は、各事業年度又は各連結事業年度の終了の日（法第321条の8第1項前段の規定（法人税法第71条第1項（同法第72条第1項<u>又は同法第144条の4第1項の規定が適用される場合に限る。</u>）又は同法第88条の規定が適用される場合に限る。）により申告納付すべき法人の市民税にあ

っては、その事業年度開始の日から6月の期間の末日)の現況による。
(耐震基準適合住宅に係る固定資産税の減額の適用を受けようとする
場合の申告)

第20条の4 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について同項
の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震
改修が完了した日から3月以内に申告書に当該耐震改修に要した費用
を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定
する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければ
ならない。

(軽自動車税の税率)

第26条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1
台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワ

っては、その事業年度開始の日から6月の期間の末日)の現況による。
(耐震基準適合住宅等に係る固定資産税の減額の適用を受けようとする
場合の申告)

第20条の4 法附則第15条の9第1項の耐震基準適合住宅について同項
の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合住宅に係る耐震
改修が完了した日から3月以内に申告書に当該耐震改修に要した費用
を証する書類及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定
する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければ
ならない。

2 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について同項の規定の
適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完
了した日から3月以内に申告書に施行規則附則第7条第11項に規定す
る補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関す
る法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定に
よる報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規
定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなけれ
ばならない。

(軽自動車税の税率)

第26条 軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し、1
台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 原動機付自転車

ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワ

ツト以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額 1,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 1,200円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 1,600円

エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 2,500円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 2,400円

3輪のもの 年額 3,100円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 5,500円

自家用 年額 7,200円

貨物用のもの

ツト以下のもの（エに掲げるものを除く。） 年額 2,000円

イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え、0.09リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワットを超え、0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超えるもの又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ 3輪以上のもの（車室を備えず、かつ、輪距（2以上の輪距を有するものにあっては、その輪距のうち最大のもの）が0.5メートル以下であるもの及び側面が構造上開放されている車室を備え、かつ、輪距が0.5メートル以下の3輪のものを除く。）で、総排気量が0.02リットルを超えるもの又は定格出力が0.25キロワットを超えるもの 年額 3,700円

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

3輪のもの 年額 3,900円

4輪以上のもの

乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

貨物用のもの

営業用 年額 3,000円

自家用 年額 4,000円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 1,600円

その他のもの 年額 4,700円

(3) 2 輪の小型自動車 年額 4,000円

附 則

(法附則第15条第2項第6号の条例で定める割合)

26

___ 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

イ 小型特殊自動車

農耕作業用のもの 年額 2,400円

その他のもの 年額 5,900円

(3) 2 輪の小型自動車 年額 6,000円

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

26 法附則第15条に規定する条例で定める割合は、次のとおりとする。

(1) 法附則第15条第2項第1号に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

(2) 法附則第15条第2項第2号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

(3) 法附則第15条第2項第3号に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

(4) 法附則第15条第2項第6号に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

(5) 法附則第15条第37項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

(6) 法附則第15条第38項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

る。

(軽自動車税の税率の特例)

27 法附則第30条第1項に規定する3輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車
が初めて道路運送車両法第61条第1項後段の規定による車両番
号の指定を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後
の年度分の軽自動車税に係る第26条第2号の規定の適用については、当
分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それ
ぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

第26条第2号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第13条及び第13条の2第1項の改正規定並びに次項の規定 平成26年10月1日
 - (2) 第26条の改正規定並びに附則第5項及び第8項(改正後の逗子市市

税条例附則第27項に係る部分を除く。) 平成27年4月1日

- (3) 第13条の2第2項の改正規定並びに条例附則第27項の改正規定並びに附則第3項、第6項、第7項及び第8項(改正後の逗子市市税条例附則第27項に係る部分に限る。) 平成28年4月1日

(法人の市民税に関する経過措置)

- 2 第1項第1号に掲げる規定による改正後の逗子市市税条例第13条及び第13条の2第1項各号の規定は、第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

- 3 改正後の逗子市市税条例(以下「新条例」という。)附則第26項(第4号を除く。)は、平成26年4月1日以後に取得される施設、設備又は機器に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 4 新条例第26条の規定は、平成27年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成26年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第27項の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用する。

- 6 平成15年10月14日前に初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185条)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例附則第27項の規定の適用については、同条中「受けた月」とあるのは、「受けた月に属する年の12月」とする。
- 7 平成27年3月31日前に初めて道路運送車両法(昭和26年法律第185条)第60条第1項後段の規定による車両番号の指定を受けた3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税に係る新条例第26条第2号及び新条例附則第27項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表右欄に掲げる字句とする。

新条例第26条第2号 ア	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
新条例附則第27項の 表以外の部分	第26条第2号	逗子市市税条例の一部を改正する条例 (平成26年条例第号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第7項の規定によ

新条例附則第27項の 表第26条第2号アの 項	第26条第2号ア	り読み替えて適用さ れる第26条第2号
	平成26年改正条例附 則第7項の規定によ り読み替えて適用さ れる第26条第2号ア	
	3,900円	3,100円
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円